

令和6年度中小企業向け制度融資 融資利率・保証料率一覧

信用保証	資金	責任共有制度	融資利率(年、%)	保証料率(年、%)	保証料補給	
あり	中小企業育成資金(一般)	対象	1.30以下	A	—	
	保証料補給対象分				全額	
	中小企業育成資金(小口)	対象外	1.20以下	0.70%※ またはB	—	
	保証料補給対象分				全額	
	関連倒産防止資金	対象	1.30以下	C	—	
	経営安定関連特例(1、2号)成立分	対象外	1.20以下	0.80	全額	
	経営安定資金	経営安定関連特例(3、4、6号)成立分	対象	1.30以下	A	—
		経営安定関連特例(7、8号)成立分	対象外	1.20以下	0.70	
		環境変動分	対象	1.30以下	0.60	
		経営安定関連特例(3、4、6号)成立分	対象外	1.20以下	A	
		経営安定関連特例(7、8号)成立分	対象	1.30以下	0.70	
		新型コロナウイルス対策分(4号)	対象外	1.20以下	0.60	
		セーフティネット保証支援分(5号)	対象	1.30以下	0.70	
		危機関連保証支援分(6項)	対象外	1.20以下	0.60	
	原材料・原油価格高騰対策分	対象	1.30以下	0.80	1/3	
	新型コロナウイルス感染症・物価高騰伴走支援資金	対象	1.30以下	A	0.85 またはE またはF	全額 (4/1~5/31) 一部 (6/1~6/30)
		対象外	1.20以下			
	資金繰り円滑化支援資金	経営安定関連特例(1~4、6号)成立分	対象	2.00以下	A	—
		経営安定関連特例(5、7、8号)成立分	対象外	1.90以下	0.80	
	長期借換支援資金	経営安定関連特例(5、7、8号)成立分	対象	2.00以下	0.68	
中小企業再生支援資金	対象	(10年以内) 2.00以下 (10年超) 2.40以下	A	1/3	—	
中小企業支援緊急資金(令和6年能登半島地震)	対象	2.00以下	0.68	—	—	
	対象外	1.90以下	0.80	0.60%分	0.80%分	
開業支援資金	無担保	対象	1.30以下	A	2/3	
	有担保	対象外	1.20以下	0.70	—	
産業活性化支援資金	創業関連保証分	対象外	1.20以下	0.80	全額	
	スタートアップ創出促進保証分	対象外	1.20以下	1.00	0.80%分	
	おもてなし産業支援分	対象	(10年以内) 1.70以下 (10年超) 2.10以下	A	全額	
	経営活性化支援分			A		
	新事業展開等支援分			0.68		
	経営革新関連特例、経営方向上関連特例、農工商等連携事業関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分			A		
	県外・海外販路開拓支援分			0.68		
	経営革新関連特例、農工商等連携事業関連特例、地域産業資源活用事業関連特例成立分			0.98		
	海外投資関係保険成立分			A		
	IOT・AI等導入支援分			A		
BCP対策支援分	A					
事業承継支援資金	融資対象者①、②			(10年以内) 1.30以下 (10年超) 1.70以下		A
事業承継支援資金(経営者保証解除支援分)	融資対象者③	1.30以下	またはD	—		
中小企業育成資金(一般)	融資対象者③		A	1/2		

・融資利率は令和6年4月1日現在(利率は変更する場合があります。)各資金の融資利率は、この表で定める利率以下とします。

・事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合、上表の保証料率に0.25%または0.45%上乗せした保証料率が適用される。なお、同制度適用により上乗せされた保証料は保証料補給の対象外とする。

・責任共有制度 対象：保証協会80%保証 対象外：保証協会100%保証  
責任共有制度とは、信用保証協会の保証付融資について、金融機関が一定の負担を行うことで、信用保証協会と適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした制度

※ 特別小口保険成立分の場合は、保証料率が0.70%となります。

○セーフティネット保証〔経営安定関連特例(中小企業信用保険法第2条第5項第1号~8号)、危機関連特例(同法第2条第6項)〕とは

第5項	1号	大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受けている中小企業者
	2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者等
	3号	突発的災害(事故等)により影響を受けている特定の地域の中小企業者
	4号	突発的災害(自然災害等)により影響を受けている特定の地域の中小企業者
	5号	業況の悪化している業種に属する事業を行っており、売上高等が減少している中小企業者
	6号	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
	7号	金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)により、借入れが減少している中小企業者
	8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能であると認められる者
第6項		大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障が生じている中小企業者

・対象となる中小企業者は、本店所在地の市町で認定を受けたうえ、金融機関や保証協会にて融資・保証を申し込んでください。

○保証料率の体系(年、%)

企業の利用リスクによる区分(年)	A	B	C	D	E	F
①	1.70	1.96	1.49	1.15	1.90	2.20
②	1.56	1.77	1.35	1.00	1.75	2.00
③	1.37	1.58	1.17	0.85	1.55	1.80
④	1.19	1.39	0.99	0.70	1.35	1.60
⑤	1.02	1.18	0.85	0.60	1.15	1.35
⑥	0.89	0.97	0.73	0.50	1.00	1.10
⑦	0.70	0.78	0.55	0.40	0.80	0.90
⑧	0.50	0.59	0.38	0.30	0.60	0.70
⑨	0.35	0.40	0.23	0.20	0.45	0.50

A…中小企業育成資金(一般)などに適用される基本的な保証料率

B…中小企業育成資金(小口)に適用される保証料率

C…関連倒産防止資金に適用される保証料率

D…事業承継支援資金(経営者保証解除支援分)に適用される保証料率

E…保証協会が適用されている責任共有制度の保証料率

F…保証協会が適用されている責任共有制度対象外の保証料率

(注) 中小企業信用リスク情報データベース(CRD)の評価による区分であり、直前期決算の貸借対照表等がない場合などは、⑤を基準料率とする。